

IV 総合考察及び今後の課題

1. 軽度知的障害のある生徒に必要な性の高い指導内容の整理と分析

(1) 軽度知的障害のある生徒に必要な性の高い指導内容の整理

本研究では、軽度知的障害のある生徒に必要と思われる内容として明らかになった「対人コミュニケーション能力」、「社会生活のルール」、「基本的な生活習慣」、「職業能力の育成」の4つのキーワードについて、「授業で取り上げている指導内容」、「教えることが難しいと感じている指導内容」を明らかにした (p.66、表 III-2-27)。

表 III-2-27 に示した指導内容について、研究分担者の協議により重複する内容の整理と文言等の見直しを行い、「軽度知的障害のある生徒に必要な性の高い指導内容 (以下、「必要な性の高い指導内容」と記す)」として表 V-1-1 に整理した。

表 V-1-1 軽度の生徒に必要な性の高い指導内容

キーワード	No	必要な性の高い指導内容
対人コミュニケーション能力	1	・自分の気持ちや考えを言葉で相手に伝える。
	2	・相手(人)の話を聞く。
	3	・挨拶、返事、報告、質問、相談をする。
	4	・相手の気持ちを考えて話す。
	5	・職場の人と世間話などの会話する。
	6	・場に応じた言葉遣いをする。
社会生活のルール	1	・時計などを使って時間を守る。
	2	・公共施設、交通機関の利用の仕方やマナーを身に付ける。
	3	・場に応じた服装、身だしなみをする
	4	・自分の役割を果たす。
	5	・携帯電話の適切な使い方やマナーを身に付ける
	6	・金銭や物の管理・貸し借りのルールを身に付ける。
	7	・適切な男女交際の仕方を身に付ける。
基本的な生活習慣	1	・ロッカーや机など身の回りを整理する
	2	・夜更かしをせず、規則正しい生活をする
	3	・休日など余暇の過ごし方を身に付ける。
	4	・バランスのよい食事をする
	5	・身体を清潔にする習慣を身に付ける。
職業能力の育成	1	・指示やアドバイスを聞いて、品質の高い製品を作る。
	2	・正しく道具を使って、安全に作業する。
	3	・働く意欲を持つ。
	4	・自分の職業適性を理解する

下線の項目は平成 23 年度調査において、「教えることが難しいと感じる内容」から整理された指導内容

軽度知的障害のある生徒に特化した指導内容について整理されたものに関しては、東京都立南大沢学園の「キャリアガイダンス」、埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園の「こころとからだの健康学習」のように一部の高等特別支援学校等においての先進的な取組はあるが、全国的な調査の結果を踏まえて整理されたデータは見られない。今回の研究では、全国調査を通して軽度知的障害のある生徒に教えるべき指導内容を明確し、整理することができた。表 V-1-1 に示した指導内容は、軽度知的障害のある生徒に必要な性の高い指導内容の全てを示したものではないが、軽度知的障害のある生徒のための教育課程を考えていく上ではこれらの指導内容を踏まえて、編成していくことが大切である。

（２）学習指導要領との関連

本研究においては、軽度知的障害のある生徒のための教育課程を考えていく上で、表 V-1-1 で示した「必要な性の高い指導内容」を教育課程上どのように位置付けて編成し、実施していくことが効果的かについて検討を加えることにした。そこで「必要な性の高い指導内容」が、現行の特別支援学校学習指導要領において示されている特別支援学校（知的障害）の各教科等において、どのように位置付けられているかを明らかにする必要があると考え、複数の研究分担者によって、「必要な性の高い指導内容」について、各教科等の目標や内容、また特別支援学校学習指導要領総則等編（高等部）に示されている具体的な指導内容の記述と照らし合わせ、学習指導要領の内容との関連を分析した（表 V-1-2）。

表 V-1-2 「軽度の生徒に必要性の高い指導内容」と学習指導要領の内容との関連

キーワード	No	必要性の高い指導内容	各教科			特別活動	道徳
			特別支援学校学習指導要領高等部 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科				
対人コミュニケーション能力	1	自分の気持ちや考えを言葉で相手に伝える。	[国語]2(2)			SHR	
	2	相手(人)の話を聞く。	[国語]2(2)				
	3	挨拶、返事、報告、質問、相談をする。	[国語]2(2)	[職業]2(1)			
	4	相手の気持ちを考えて話す。	[国語]2(2)				2(2)
	5	職場の人と世間話などの会話をする。	[国語]2(2)	[社会]2(4)		SHR	
	6	場に応じた言葉遣いをする。	[国語]2(2)				2(1)
社会生活のルール	1	時計などを使って時間を守る。	[数学]2(4)				4(2)
	2	公共施設、交通機関の利用の仕方やマナーを身に付ける。	[社会]2(3)				4(1)
	3	場に応じた服装、身だしなみをする	[職業]2(1)				2(1)
	4	自分の役割を果たす。	[社会]1(1)	[職業]2(3)			4(4)
	5	携帯電話の適切な使い方やマナーを身に付ける	[情報]2(5)	[情報]2(4)		LHR	4(1)
	6	金銭や物の管理・貸し借りのルールを身に付ける。	[数学]2(4)	[家庭]2(2)		LHR	4(1)
	7	適切な男女交際の仕方やマナーを身に付ける。	[保健体育]2(3)			LHR	2(4)
基本的な生活習慣	1	ロッカーや机など身の回りを整理する	[職業]2(6)	[家庭]2(4)			1(1)
	2	夜更かしをせず、規則正しい生活をする	[職業]2(6)	[家庭]2(4)			1(1)
	3	休日など余暇の過ごし方を身に付ける。	[家庭]2(2)	[職業]2(6)	[保健体育]2(1)		
	4	バランスのよい食事をする	[職業]2(6)	[家庭]2(4)			1(1)
	5	身体を清潔にする習慣を身に付ける。	[職業]2(6)	[家庭]2(4)			1(1)
職業能力の育成	1	指示やアドバイスを聞いて、品質の高い製品を作る。	[国語]2(1)	[職業]2(2)			1(5)
	2	正しく道具を使って、安全に作業する。	[職業]2(2)	[職業]2(7)	[家庭]2(3)		
	3	働く意欲を持つ。	[職業]1(1)				
	4	自分の職業適性を理解する	[職業]2(4)				4(5)

(「」は平成23年度調査において、「教えることが難しいと感じる内容」から整理された指導内容)

【凡例】

①各教科

②特別活動

③道徳

例えば、[国語]2(2)は高等部国語2段階(2)の内容を示す

SHR:ショートホームルーム、LHR:ロングホームルーム

1から4は視点を示す

()内は各視点の内容を示す

1:主として自分自身に関すること

2:主として他の人とかかわりに関すること

3:主として自然や崇高なものとの関わりに関すること

4:主として集団や社会とかかわりに関すること

「必要性の高い指導内容」については、上記のように現行の特別支援学校学習指導要領において示されている各教科等の内容に位置付けて解釈することができる。各教科の内容としては、「対人コミュニケーション能力」に関する指導内容では、国語科 2 段階（2）「自分の立場や意図をはっきりさせながら、相手や目的、場に応じて適切に話す。」が多かった。「社会生活のルール」に関しては、数学、社会、職業、情報、家庭、保健体育といった多岐にわたる教科に内容が関連していた。「基本的な生活習慣」に関しては、職業科 2 段階（6）「職業生活に必要な健康管理や余暇の計画的な過ごし方についての理解を深める。」、家庭科 2 段階（4）「被服、食物、住居などに関する実習を通して、健康で安全な生活に必要な実地的な知識と技能を習得する。」の内容が多く関連していた。「職業能力の育成」では、職業科の内容との関連が多かった。領域については、いくつかの指導内容に関しては、道徳、特別活動（特にホームルーム活動）の内容が関連していることがわかった。

（３）「必要性の高い指導内容」の教育課程上の位置付けと実施上の工夫

軽度知的障害のある生徒のための教育課程を検討するに当たっては、前項で分析したように「必要性の高い指導内容」が現行の学習指導要領の各教科の内容に位置付けられるという理解のもとに焦点化して取り扱うことが必要であると考え。その場合、「必要性の高い指導内容」と関連する各教科において重点化して指導することと、領域・教科を合わせた指導において「必要性の高い指導内容」を取り入れて指導することの二つが考えられる。前者では、「必要性の高い指導内容」が関連する各教科の時数の変更が必要な場合が考えられるが、教育課程編成そのものを変更する必要はない。しかしながら、担当者間で「必要性の高い指導内容」の教育課程上の位置付けについての理解が様でない可能性がある。「必要性の高い指導内容」が複数の教科に関連していたりするため、個別の教育支援計画や個別の指導計画作成の作成と活用の際に十分に共通理解を図る必要がある。後者では、従来ある領域・教科を合わせた指導に取り入れて指導することが考えられる。この場合は、「必要性の高い指導内容」を単元化するなど指導内容及び方法の工夫を行い、指導計画の中に明確に位置付けて実施していくことが求められる。また、履修する内容に合わせた適切な名称を用いることも、生徒にとっての学ぶ目的の明確化を図る上で有効であると考え。「必要性の高い指導内容」を焦点化して取り扱うことの意義については、以下の３点が考えられる。

- 1) 近年、特別支援学校（知的障害）高等部では、軽度知的障害のある生徒の教育課程を検討する際に、教育課程の類型化や、類型化と同様の理解のもとコース制を実施したり、検討したりしている学校が増えてきている。類型化の定義には、様々な解釈があるが、今回の特別支援学校高等部学習指導要領には、生徒の障害の状態、特性及び進路等に応じた適切な各教科の履修ができるようにすることが示されている。類型を設定する際には、他の類型との教育課程の編成、実施において明確な違いが必要になる。特別支援学校（知的障害）においては、情報や外国語、学校設定教科等に加えて、「必要性の高い指導内容」を踏まえた合わせた指導を新たに設定することなどが考えられる。
- 2) 高等学校に在籍する生徒に対しては、今回示した「必要性の高い指導内容」等を参考にして、高等学校の教育課程において適切な指導や支援を行うことが考えられ、高等学校の特別支援教育の充実強化に役立てることができる。
- 3) 軽度知的障害のある生徒の 7 割以上が入学前に在籍していた中学校特別支援学級においては、「必要性の高い指導内容」において設定される指導内容について、中学校段階から計画的に取り組むことで、より効果的、発展的な指導が展開でき、効果が期待できる。加えて通常の学級においても、必要に応じて「必要性の高い指導内容」を参考にして、適切な指導や支援を行うことが考えられる。

（４）専門的対応のポイント

「必要性の高い指導内容」を各教科において重点化して指導したり、作業学習や生活単元学習などの領域・教科を合わせた指導の中に取り入れたりする場合には、各学校は「必要性の高い指導内容」の実施状況を踏まえ、どのような指導内容を取り入れ、重点化するかについて検討を行う必要がある。

また、各学校が「必要性の高い指導内容」について領域・教科を合わせた指導として取り扱い、教育課程を編成する際には、社会生活や職業生活を送るために必要な能力と実践的な態度との関連において、そのもととなるいずれの各教科のどの内容を選択、抽出するのかを明確にしておく必要がある。また、教科別の指導としての設定が必要かどうかについても検討する必要がある。社会生活や職業生活を送るために必要な能力と実践的な態度を育てるという文脈を踏まえて、関連する各教科に含まれる内容を有機的に統合し、計画的、継続的に指導を行うことが望ましい。その際には、前述のように、「対人コミュニケーション能力」、「社会生活のルール」、「基本的な生活習慣」、「職業能力の育成」の４つの観点を踏まえて指導内容を設定し、年間、あるいは入学から卒業までの期間を見通した単元化を図ることが必要である。例えば、「国語」や「職業」、「社会」の目標や内容を踏まえ、対人コミュニケーション能力の観点から、前期においては社会生活に関わる題材や単元、後期においてはそれらを発展させて職業生活に関わる題材や単元を設定して計画的に指導を進めることが考えられる。

生徒個々の障害の状態によっては、「必要性の高い指導内容」において設定される指導内容は、自立活動の内容に示された「コミュニケーション」や「人間関係の形成」などの区分や項目と密接に関連する。また、平成 22 年度に行った文献研究等からも明らかになったように、軽度の定義が明確に示されていなかったり、療育手帳の判定基準に関して各都道府県において異なっていたりすることから、軽度知的障害のある生徒の実態は幅広いことが考えられる。これらの指導に当たっては、自立活動の視点を重視し、生徒個々の実態把握を十分に行之、適切な自立活動の内容を選定して指導内容を設定したり、手立てを工夫したりする必要がある。

また、表 V-1-2 の分析結果からも明らかのように、「必要性の高い指導内容」には、道徳や特別活動（ホームルーム活動）の内容、及び生徒指導と関連する内容が含まれている。特別支援学校（知的障害）高等部には、道徳が設けられ、目標と内容が示されており、また総則には全体計画を作成することも示されている。道徳については、生徒の生活年齢や心理的な発達の状態を考慮し、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領に示されている道徳の内容を踏まえて、「必要性の高い指導内容」において設定される指導内容と関連する内容を適切に設定し、指導を進めていく必要がある。

特別活動については、特別支援学校高等部では目標や内容等は高等学校学習指導要領第 5 章に示すものに準ずるとある。特にホームルーム活動の目標は「ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。」とあり、内容については、「ホームルームや学校の生活づくり」、「適応と成長及び健康安全」、「学業と進路」の項目で整理されている。示されている内容について、ここで詳細に記すことは省略するが、「必要性の高い指導内容」において設定される指導内容と関連するものが多く含まれている。実施していくに当たっては、生徒の障害の状態や発達の程度等に十分に把握し、特別活動（ホームルーム活動）の内容との関連性について留意することが大切である。

また、「必要性の高い指導内容」の実施においては、特に生徒指導や地域、家庭及び職場との連携が必要になる内容もある。指導内容に応じて、学校や家庭等に般化場面を設定し、指導内容の定着を図ったり、評価したりすることが大切である。さらに、教員間だけでなく保護者や関係者に対

して「必要性の高い指導内容」の指導に関する共通理解を図っていくことも必要である。

2. 今後の課題

(1) 「必要性の高い指導内容」をどう教育課程に位置付け、実践していくか

本研究では、軽度知的障害のある生徒に「必要性の高い指導内容」を明確にした。しかしながら今回の研究では、それらの提案と先進的な実践事例の紹介にとどまり、実証的な研究までには至らなかった。今後は、各特別支援学校における実践研究がなされることが期待され、これらの知見の蓄積により、「必要性の高い指導内容」の効果的な指導方法や教育課程における位置付けの工夫について検討する必要がある。

(2) 軽度知的障害のある生徒に対する生徒指導に関する指導内容及び方法の検討

平成 22 年度の調査からも明らかなように、高等部に在籍する軽度知的障害のある生徒においては、生徒指導上の課題も多く挙げられ、そこには「必要性の高い指導内容」にも関連するものがある。生徒指導は、必ずしも教育課程内の指導だけで行われるものではなく、教育相談や放課後の個別指導など教育課程外での教育活動が担う役割も大きい。高等部に軽度知的障害のある生徒が増加し、その在籍割合が高くなってきている実情から考えると、従来の特別支援学校（知的障害）で行ってきた生徒指導に関する指導内容や方法では十分ではないことも考えられる。また、自己肯定感や自己有能感を育てていくためにも、問題が起きてから対処するのではなく、予防的な意味も含めて、軽度知的障害のある生徒に対する生徒指導の在り方を検討すべきである。

また、近隣の高等学校や特別支援学校の生徒指導に関するネットワークを形成し、情報交換を密に行ったり、教育課程内と教育課程外での教育活動の連携を含めて、校内における指導の一貫性を図るための研修会等を開催したりするなどの取組が考えられる。教育課程内では特に道徳や特別活動の内容が関連することから、その指導内容や方法等について精通しておく必要がある。併せて地域、家庭及び関係機関との連携の在り方についても検討が必要である。

(3) 学習評価に関する研究の必要性

本研究においては、軽度知的障害のある生徒にとって「必要性の高い指導内容」を示した。しかしながら、本研究では教員を対象とした質問紙調査による手法を用いており、実際の指導効果や生徒の学習状況の評価について検証できていない。これらについて検証することは今後の課題として残された。高等部に在籍する軽度知的障害のある生徒の場合、卒業後の社会的及び職業的自立を目指していく上で、指導内容の習得や定着の具合を評価し、常に適切な指導目標や指導内容を設定することが必要である。

特別支援学校(知的障害)では、弾力的で自由度の高い教育課程編成ができることとなっている。それだけに、より一層指導目標や指導内容の妥当性が求められ、その検証のための学習評価の研究が重要となっている。今後、学習評価の在り方についての研究を進め、その成果を指導目標や指導内容の妥当性の検証及び指導の改善に結びつけていくことが大切である。(井上 昌士)